自主規制モニター会議議事要旨（2022 年 11 月 24 日）

Ⅰ．日　時：

2022 年 11 月 24 日（木）14 時 00 分 ～16 時 00 分

Ⅱ．場　所：

日本公認会計士協会　公認会計士会館２階　ホール２

Ⅲ．出席者：

〇　自主規制モニター会議委員（五十音順）

小林 麻理委員（議長）、園 マリ委員、林 謙太郎委員、松野 正人委員、三宅 弘委員（副議長）、宮園 雅敬委員、森本 学委員

〇　日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、佐藤 久史（専務理事）、伏谷 充二郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品質管理担当常務理事）、吉村 智明（中小事務所担当常務理事）、小松 亮一（総務担当常務理事）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

Ⅳ．議事要旨：

１．議長の互選

会則第 111 条第１項の規定に基づき、委員（会員である園委員を除く。）の互選を行った結果、小林委員が議長に選任された。

２．新執行体制の紹介と自主規制等の施策方針

新執行体制の紹介と自主規制等の施策方針について、協会会長から説明があった。

３．自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の運営状況、及び公認会計士・監査審査会の行政処分勧告又は金融庁の処分が行われた監査事務所に係る対応状況について、担当役員及び事務局から報告があった。

４．自主規制の活動報告（論題）

(1) 公認会計士法改正への対応

①　会計監査の信頼性確保（上場会社監査の規律等）

ア．上場会社等監査人登録制度の導入（法定化）に伴う現行制度の見直し

「公認会計士法改正に関連する協会制度変更要綱案」（公開草案）」において取りまとめられた、上場会社等監査人登録制度に係る制度変更の方向性について、担当役員から説明があった。

イ．中小監査事務所の基盤強化と情報開示の充実

中小監査事務所の基盤強化と情報開示の充実に係る取組状況について、担当役員から説明があった。

②　公認会計士の能力発揮・能力向上（公認会計士登録関係）

「公認会計士法改正に関連する協会制度変更要綱案」（公開草案）」において取りまとめられた、登録制度に係る制度変更の方向性について、担当役員から説明があった。

⑵ その他

公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応状況について、事務局から説明があった。

５．意見交換

上記２から４までに関連して、委員から以下の意見があった。

⑴ 新執行体制における自主規制等の施策方針（上記２関係）

○　公認会計士法改正により導入される上場会社等監査人登録制度は日本経済の根幹に関わるものであり、関連する中小監査事務所の基盤強化の取組は地域創生にも関わる重要な側面があるように思う。制度の整備・運用状況について、自主規制モニター会議としてしっかりモニタリングしていきたい。

○　新執行体制における施策方針の基本的な４つの柱はいずれも重要である。特に、資本市場のインフラ機能としての監査・保証業務の役割は重要性を増しており、上場会社等の監査に関する登録制度が法律に基づく制度となったことを受け、制度の運用を担う協会の役割もますます重くなるだろう。国の制度と自主規制が混交する場面も想定され、複雑化することもあり得るため、これまで以上に慎重な運営を心掛け、円滑に運用してもらいたい。

○　投資家は資本市場の成長の果実をリターンとして受け取る存在であり、資本市場が持続的に成長していくことは何よりも重要である。サステナビリティ情報に代表される非財務情報の開示の充実は、非財務情報も見える形で企業価値の評価を可能とし、意義のある投資に繋がる有用なことである。投資家にとっても、

資本市場のインフラ機能としての監査・保証業務の高度化と基盤強化は大変重要である。

○　スタートアップ企業への投資は非常に難度が高い。投資判断に際し、公正価値を見極め、投資に当たってのデューデリジェンスやモニタリングに活用できるような環境整備は重要であり、協会のスタートアップ支援の取組に期待する。

○　IPO を目指す中小企業が多くあること、また、コーポレートガバナンス・コードの改訂、令和元年の改正会社法の施行、KAM の導入などの一連の企業改革の流れの中、非財務情報の開示の充実などの新たな課題が出てきている状況において、いわゆる三様監査の信頼性を高めていくためにも、監査・保証業務の高度化と基盤強化、特に中小監査事務所の基盤強化と品質管理、企業情報開示におけるリーダーシップの発揮、スタートアップ支援は大変重要である。積極的な取組をお願いするとともに、相互の連携の充実を図られたい。

○　中期の施策方針としてフォーカスされている４つの柱、当面の課題ともに全く違和感はない。市場運営者、財務諸表利用者というステークホルダーの立場からすると、４つの柱の中でもとりわけ監査・保証業務の高度化と基盤強化の実効性確保が非常に重要なテーマと考えている。監査の担い手となる監査事務所の新規参入を促しつつ、クオリティの水準を高く保つことは容易ではないと思うが、今後の協会の取組に期待したい。

○　何よりも優先されるべきは、監査のクオリティを高い水準に保つことであると考える。市場利用者、投資家の活動は国境を超えており、監査の品質に対する要求水準も当然ながらグローバルなスタンダードを意識せざるを得ない。監査の品質については、米国や欧州で見直しの議論が続いているが、海外の動向に遅れることなく、常に先頭集団で品質を高めていくことが重要と考えている。海外との比較の目線も持ちながら取組を進めてもらいたい。

○　ステークホルダーとの連携強化の観点から、対話の重要性について挙げているが、対話の基礎となる情報の発信についても充実を図られたい。会員外のステークホルダーに対する説明責任を果たす点から、協会の取組を積極的に発信していくことが重要になってくると思われる。

○　昨今、開示の充実を通じてビジネスそのものを変えていこうという気運が経営者の中に高まりつつあると感じており、財務諸表の適正性の保持はもちろんのこと、非財務情報を含む企業情報の開示の面でも公認会計士への期待が極めて大きくなってきている。監査の信頼性確保はますます重要であり、協会は、公認

会計士法改正への対応を含め、自主規制の更なる機能充実という重い役割を担っている。

(2) 自主規制制度の運営状況（上記３関係）

※ 個別事案審査制度における継続的専門研修の不適切受講事案に関連した継続的専門研修制度に係る意見

○ 継続的専門研修の不適切受講について、これまで継続的に報告を受けてきた事案以降、同様の事案は見受けられないとのことだが、再発がないよう引き続き周知徹底してもらいたい。新たに会員となる者についても研修等により十分な周知を図られたい。

○ 現行の継続的専門研修制度は学習効果の面で様々な検討課題があるように思う。若い世代では、タイムパフォーマンスの点から日常的に早送り受講がなされていると聞く。効果測定の点も含めて検討する必要があるだろう。

○ 民間企業でも e ラーニングを活用した教育研修が増えており、特に知識教育では、終了後に効果確認テストが行われるのが一般的である。高いハードルを設定するのではなく、負担なく取り入れられるレベルのものから始めることも一案ではないか。

(3) 公認会計士法改正への対応（上記４(1)関係）

① 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更関係

○ 上場会社等の監査の担い手としての適格性の確認は、協会の自主規制で運用している品質管理レビューの枠組みを用いて行い、品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備が見受けられたような場合には、登録の拒否や取消しの判断に繋げるとしている。国の制度を運用する上で、品質管理レビューにおける不備の重要性のレベル感や尺度を明確にし、法規制で求められる水準の精度を高めていくことが肝要である。

② 中小監査事務所の基盤強化と情報開示の充実関係

○ 中小監査事務所の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」について、情報開示としての十分性はどのように確認するのか。情報開示が重要であることは当然だが、開示される情報の質が担保されていなければならない。

○ 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を通じて、幅広くステークホ

ルダーに情報を開示し、結果として当該監査事務所に対する信頼性向上に結び付けていくことが取組の趣旨と理解している。監査役等とのコミュニケーションの中で一般的に伝達することが要求される、品質管理レビューにおける改善勧告事項や改善措置の内容は、監査事務所が対外的に公表しているドキュメントにおいて必ずしも記載されていないと認識している。監査人の守秘義務との関係で記載が困難な事項もあると思うが、信頼性向上を目的とするのであれば、こうした情報の開示についても検討すると良いのではないか。

(4) 公認会計士資格の表記に関する誤りへの対応状況（上記４(2)関係）

○ 監査報酬の積上げ根拠となる単価に影響するといった実務的な懸念も考えられ、会社等の受止め方によっては会計監査人の選任手続に大きな影響を与え得る事案である。協会として適切な対応をお願いしたい。

○ 事案の態様によって悪質性が異なり、必要な対策も変わってくると思われる。今回は経過報告であったが、実態としてどのようなことが起こり、整理・分析した結果、協会としてどう対応したか、状況が明確になった段階で改めて自主規制モニター会議に報告いただきたい。

上記のほか、「上場会社等監査人登録制度に係る制度変更」の件について、会則第 113 条の規定に従い委員への求意見がなされた。

以　上

お問い合わせ先
日本公認会計士協会　自主規制本部
E-mail：monitor@sec.jicpa.or.jp